

総務・文教常任委員会報告

○大沼 久議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

○安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成19年第1回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案11件、請願3件の以上14件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第18号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化を図るため、市長及び副市長については給与の4%、教育長については、給料の4%及び管理職手当の30%を平成19年度から4年間削減するために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、この条例が可決された場合、市長の給与は県内でどのような位置になるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、13市の中で南陽市長に次いで低い額になると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、なぜ12月の臨時会に給与の20%カットの提案をした際に、このことも含めて提案しなかったのかとの質疑がなされ、総務課長からは、昨年の臨時会においては、市長の公約を実現するための改正であったと思っている。今回は、市の財政が非常に厳しいことから、過去5年間と同様に扱っていきたいという市長の表れと考えているとの答弁を受けたとこ

ろであります。

また、委員からは、期末手当や退職手当にも影響させないと、効果額は小さいのではないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、平成13年度から平成17年度まで実施した前回の例にならったものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、なぜ市長も同じ4%なのかとの質疑がなされ、総務課長からは、昨年12月に既に20%を減額しているの、今回は市長の判断により一般職と同率にさせていただいたものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市非常勤特別職の職員の報酬の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化を図るため、市議会議員を除く非常勤特別職の報酬を平成19年4月1日から4年間削減するために提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員など月額で定めている報酬については、5%から7%、固定資産評価審査委員などの日額で定めている報酬については、10%を削減するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、削減率を見ると、農業委員が4.87%、教育委員・監査委員は7%、選挙管理委員は約7.2%とそれぞれ異なるが、前回と同様の内容で要請をしたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、市長が直接各行政委員会の長とお会いし、前回と同様の内容で、平成19年度から4年間の協力をお願いしているところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、各行政委員会の長に話をしたということであるが、それぞれの機関では

議決をされているのかとの質疑がなされ、総務課長からは、議決事項ではないと考えているが、各行政委員会の長の方が、それぞれの委員会の中で話をされたと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市民の安心安全や収納率向上などの大変な仕事を担っていただいている交通安全専門指導員や嘱託徴収員まで削減対象としており、全体的にもっと配慮が必要と思うが、今後検討する考えはないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、確かに配慮すべき点は多々あると思うが、現行のまま前回と同様をお願いできれば大変ありがたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、この特例条例は、平成13年度から平成17年度まで削減した内容をそのまま当てはめたものにすぎず、大変な仕事をしている方への配慮に欠けたアンバランスな内容となっている。要請の仕方も含めて、市民のためにいろいろ大変な仕事を担っていただいている方々に対する敬意と感謝を含めて対応すべきであると思うので、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、可否同数となり委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市旅費の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化を図るため、特別職及び一般職の職員の旅費または費用弁償のうち日当を平成19年度から4年間支給停止するために提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、長井市の財政が非常に厳しいことから、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間、市長、副市長及び教育長、非常勤特別職、一般職の現行2,000円の日当を4年間支給停止するものであ

る。また、消防団員の方が消防演習に参加したとき、1日につき2,000円を支給していた費用弁償を半額の1,000円に減額するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、本当に大変な中、ボランティアで市民の安心安全のために活動している消防団員まで削減しなければならないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、消防団員の方には、非常の出動や準備のための演習に参加いただき大変ありがたいと思っているが、長井市の厳しい財政事情を十分理解していただき、厳しい額ではあるがぜひご協力を賜りたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

質疑終結後、委員から第3条を削除する修正案の提出がありましたので、修正案について採決したところ、賛成少数により修正案は否決され、よって、原案について採決したところ、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市副市長の定数を定める条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、副市長の定数を条例で定める規定が新設されたことに伴い、長井市の副市長の定数を1人と定めるために提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における本市対策本部の設置に関し、国民保護法の規定に基づき条例で定めるために提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、長井市国民保護計画の策定までの経過や趣旨、組織などの

計画の概要について説明を受けたところであり
ます。

質疑に入り、委員からは、想定している武力
攻撃等の事態とは、長井市には着上陸による攻
撃等の危険性はほとんどないので、長井ダムに
対する攻撃や中心市街地における各種テロなど
が発生した場合を想定していると理解してよい
のかとの質疑がなされ、総務課長からは、長井
市は地勢、地理的に海面からは遠く離れている
ので、海からの上陸は考えにくく、長井市では、
東北地方でも有数の規模を誇る長井ダムへの破
壊攻撃や中心市街地における各種テロなどが想
定されると考えているとの答弁を受けたところ
であります。

また、委員からは、各種テロとはどういうも
のを想定しているのか。国民保護計画には列車
等の爆破と記載されているが、市内に対象とな
るものはあるのかとの質疑がなされ、総務課長
からは、緊急処理事態の中では、原子力事業所
や石油コンビナート等の危険性を内在した物質
を有する施設等や大規模集客施設、ターミナル
駅等多数の人が集客する施設、大量輸送機関に
対する攻撃等が対象として規定されているが、
国民保護計画で想定するような大規模な施設は
本市にはないと考えているとの答弁を受けたと
ころであります。

また、委員からは、過日の一般質問で藤原議
員が過去の沖縄戦争を例に出し質問されたが、
計画をつくっても、有事の事態になれば、国民
の保護ではなく、軍の作戦が優先されてしまい、
国民は逆に虐げられることになってしまうので
はないかとの質疑がなされ、万一武力攻撃等が
発生した場合は、基本的には、国の本部長から
設置の指定を受け、対策本部を設置すること
になるが、長井市としては避難、誘導を指示し、
市民の生命、身体を守ることが一番重要である
と考えている。軍隊の出動等は、この国民保護

計画の中では予想していないとの答弁を受け
たところあります。

討論に入り、委員からは、本案は、仮想国を
でっち上げ、無理に危機感をあおり立て、戦時
意識を植えつけるものであり、計画も国で示し
た考えを単に市町村に置きかえたものである。

また、過去の例を見ても本当に戦闘状態とな
れば、国民の保護は脇に置かれて軍の作戦遂行
が最優先し、計画とは裏腹になってしまうこと
は明らかである。さらに、組織も基本的に形態
が違ってもかかわらず、長井市の防災計画にお
ける災害対策本部に重ねていくということは無
理があると思う。実際問題になれば計画どおり
動く可能性はかなり薄いので、このような計画
をつくるのではなく、むしろ武力攻撃や緊急対
処事態が起こらない対処こそ求められていると
思うので、本案には反対であるとの意見が出さ
れたところあります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり
可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市課設置条例の一
部を改正する条例の制定についてご説明申し上
げます。

本案は、財政の健全化、行政改革の推進等、
市の喫緊の課題に取り組むに当たり、組織の一
部見直しを図るために提案されてものでありま
す。

審査に当たり、総務課長からは、自立経営対
策室を新たに設け、現行の長井市自立計画を再
構築し、今後4年間の行財政運営の健全化を進
める年度にしていきたいと考えている。この室
の構成については、総務課秘書係と市民相談室、
自立計画推進主幹の機能を有機的に統合して設
置し、期間については、自立計画期間中の平成
22年度を目途と考えているとの説明を受けたと
ころであります。

質疑に入り、委員からは、条例になぜ期間を

明記しなかったのかとの質疑がなされ、総務課長からは、期間については、自立計画期間中の平成22年度を目途に考えているが、その以前に健全化が図られるということであれば、その前にも廃止することは可能と考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、職員を複数配置すれば、新たな室を設けなくても現体制で業務はできるのではないのか、または、専任の選挙管理委員会事務局長を置いて、総務課長が陣頭指揮をとった方がよいのではないかと質疑がなされ、総務課長からは、自立計画を立て集中改革プランも策定しながら進めてきたが、現状の財政状況を見る時に、これまでの計画の推進力が弱かったという反省から、新たな自立計画を再構築し、市長からのトップダウンで強力に推進し、早期に財政の健全化に取り組んでいきたいという強い市長の意志により課を設置するものとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、自立経営対策室は、すべての課の上にあるのか。この方式では逆に弊害の方が多くなると感じるが、そういう検討はしなかったのかとの質疑がなされ、総務課長からは、室の業務の性格上、各課のマネジャー的な部分もあるが、基本的には並列と考えている。自立計画の中でも所管課でそれぞれ進めていかなければならない業務を挙げているが、推進の部分については担当課であるので、市長からのトップダウンで出てくる部分もあると思っている。情報を共有しない限り各課での行革は進まないと思うので、逆に推進してもらうための条例の改正と考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、新たに室をふやすというのは、目指すスリムな行政体に逆行するやり方ではないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、このたびは、あくまでも臨時的、緊急避難

的なものであり、長井市の大きな課題に対応するために特に専念して取り組むために課を設置するものであるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、現行の体制で十分基本方針や目的を達成できるし、この対策室を新設することは、スリムで持続可能な行政体を目指す長井市政に反する行為であると思うので、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に準拠し、教育長の管理職手当を定率制から定額制に改めるなど、所要の改正を行うために提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、平成18年度の人事院勧告により、支給率の改善と定額化されたことから、教育長の管理職手当の額を、支給率を現行の12%から15%に改め、7万6,500円と定めるものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、今回の一連の削減を見ると、教育長だけが削減が大きいと思われるがどうしてかとの質疑がなされ、総務課長からは、管理職手当が定率制から定額制に変更され、あわせて一般職の管理職手当も向こう4年間、30%の削減を考えているので、教育長の管理職手当についても同様に削減をお願いするものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてご説明申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に準拠し、管理職手当を年功的な給与処遇となる定率制を改め、定額制とするなど、所要の改正を行うために提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、今回の改正は、管理職手当の支給率を給料月額100分の12から100分の15を超えない規則で定める額に改め、扶養手当を、これまで扶養2人目まで6,000円、3人目以降5,000円となっていたものを、3人目以降も6,000円に改めるものである。また、国民保護の措置の実施のために派遣された職員の身分については、災害派遣法によって派遣された職員と同様の身分取り扱いに準用するという改正内容であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、管理職手当を定率制から定額制にした国の考えとねらいは何かとの質疑がなされ、総務課長からは、このたびの改正の人事院勧告のねらいは、年功的な給与処遇となる定率制を改め、その職務の級に応じて、額を一定化させるねらいがある。また、時間外手当が支給される職員の支給実績を考慮して定められたものであるとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、管理職手当は、5万1,900円、4万1,500円、3万100円と差が生じているがどうしてか。基準があるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、管理職の職務や職責の特殊性を考慮して区分していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在、主幹が9名いるが、平成19年度はどうなるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、管理職の退職勧奨要綱にのっとり、1年前に退職される方については、現行のまま職責を全うしていただきたいと基本的には考えている。また、退職勧奨に応じられない

方については、59歳、60歳の2年間、特命の分野を担当していただく主幹としてお願いする予定である。それ以外の主幹任用については、今後の人事を待つしかないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回、規則で管理職手当を30%カットするわけだが、年額どれくらい削減効果を見込んでいるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、効果額は、年間470万円ほどになると考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、武力攻撃事態における国民保護のための措置に関する法律第154条において規定されている職員とは、具体的にどういう人を指すのかとの質疑がなされ、総務課長からは、市町村は、指定行政機関や指定公共機関等の長に対して、職員の派遣を要請することができるので、例えば、国、県、指定行政機関であれば、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所など、指定公共機関等であれば、日本郵政公社長井郵便局、東北電力長井営業所等の職員の派遣が可能となっているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、武力攻撃を受けた場合に、実際に計画どおり対応できる実現性はかなり薄いので、わざわざ規定して条例を改正する必要はないと思うので、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市文教の杜運営基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、財政運営の効率化を図るべく、当該基金に属する現金を会計間を越えて繰りかえ運用できるようにするために提案されたものであります。

審査に当たり、文化生涯学習課長からは、改正するに当たっては、財団法人文教の杜ながいの臨時理事会において市の財政状況などを説明し、繰りかえ使用について了承をいただいている。基金残高は、平成18年12月末現在で3,923万4,071円となっているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、基金を設立した目的と幾らぐらいまで積み立てるという計画はあったのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、同基金は、長井市文教の杜の円滑な運営を図るために設置されたもので、現在の基本財産額の5,000万円に近い額まで積み立てたいという意向があったと聞いているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、目標額の5,000万円は何年ぐらいまでに達成するという目標はあったのか。現在委託料を支払っているわけであるが、それも全部賄えるようにしたいという考えだったのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、この基金を造成したときは、財団法人の自立を最終目標にしていたと考えられるが、低金利の時代でもあり、なかなか難しい状況であったと思う。

何年ぐらいを具体的な目標にということについては、過日の理事会に出席したが、具体的にいつまでとはなかったようだと答弁を受けたところあります。

また、委員からは、理事会の中で繰りかえ運用について何か意見は出なかったかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、本当に戻してもらえるのかとの率直な意見が出されたが、これから繰り戻しの方法や期間、利率について確認書を取り交わすので心配はないと考えているとの説明を受けたところあります。

また、委員からは、確実な繰り戻しの方法、期間、利率はいつ定めるのかとの質疑がなされ、

文化生涯学習課長からは、議会で承認をいただいた後に確認書を取り交わすことになると思っているとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市営スキー場、市武道館、各市民体育館などの体育施設における使用料及び照明料、並びに諸規定の見直しを図るべく所要の改正を行うために提案されたものであります。

審査に当たり、文化生涯学習課長からは、長井市民小出プールの使用料について、回数券使用の高校生の使用料、現行の2時間1,000円を1,200円に改め、長井市武道館と長井市民西根体育館、長井市民平野体育館、長井市民豊田体育館の午後7時以降の使用について、照明料として1時間100円を徴収するため改正するものであるとの説明を受けたところあります。

質疑に入り、委員からは、今年から宮プールが使用できなくなるということを利用している付近の保育園などとの調整は行っているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、まだ連絡はしていないが、不便をかけることになるので、早急に事情を説明し、ご理解をいただきたいと思っているとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、文教の杜施設の利用拡大と普及啓発を図るべく、施設の名称を「旧西置賜郡役所」から「小桜館」に変更するために提案されたものであります。

審査に当たり、文化生涯学習課長からは、旧西置賜郡役所であった建物の価値については、パンフレット等を通して伝えていきたいと考えているとの説明を受けたところであります。

審査に入り、委員からは、現在の利用状況はどうなっているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、平成18年度の利用件数は、現在268件で、利用者数は4,982人となっているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 改憲手続き法案に反対する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長 佐藤清蔵氏及び長井・西置賜九条の会護憲ネットワーク代表委員、梅津恒夫氏並びに青木幸次氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

開会中の通常国会では、憲法を変えるための手続を決める国民投票法案が審議され、安倍総理大臣は、戦後体制の総決算と称して、以前から改憲の必要性について言及しており、年頭所感でも「本年は憲法が施行されて60年。新しい時代にふさわしい憲法を、今こそ私たちの手で書き上げていくべきだ」と述べております。自民党の中川幹事長も「改憲手続き法案を5月3日の憲法記念日までには必ず成立させる」と発言し、改憲に向けて積極的な姿勢を示しております。先に、教育基本法が改正され、海外活動の自衛隊の本来業務とする防衛省法も成立し、さらに、集団的自衛権の行使を合憲化する動きも強まっています。しかし、NHKの世論調査では「憲法を改定する必要がある」と答えた人は46%で、過半数に達していません。また、憲法第9条は変えるべきではないという声は、いまだに国民の多くを占めております。

安倍総理大臣の改憲を志向する発言は、憲法

第99条の憲法尊重擁護の義務の規定に違反するものであり、平和憲法を堅持し、平和国家として世界に貢献することこそ日本のとるべき唯一の道であり、多くの国民が望んでいない憲法改正を行う必要はなく、改憲を前提にした国民投票法も国民の理解や支持がないまま、今性急に制定する必要もないので、改憲手続法案に反対する意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

討論に入り、委員からは、改憲手続法案は、衆議院憲法調査特別委員会で審議されることになっているが、委員長が5月3日の憲法記念日までに何とか成立させようと職権で強行に決めていくやり方は、議会制民主主義を踏みにじったものである。この法案は、2割程度の賛成で憲法改正できるものになっており、また、有料のテレビ、ラジオ、新聞などの広告も資金力のある側に有利となっており、まさに憲法を改憲するためのごまかし法案であります。

憲法第9条を改正し、戦争の道を開くための法案は、決して許してはならないと思うので、本請願は採択をし、早急に意見書を提出すべきものであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 「事務所費」疑惑について徹底的な解明を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長 佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

家賃がかからない議員会館を事務所にしていながら、年間、数千万円に上る事務所費を計上している国会議員がいることが明らかになっている。この中には、伊吹文部科学大臣や松岡農林水産大臣も含まれており、伊吹大臣の資金管

理団体は、2005年分の収支報告書で事務所費として約4,146万円を計上し、松岡大臣の資金管理団体も2001年から2005年の収支報告書に、毎年2,000万円以上の巨額の事務所費を計上しており、国民の金銭感覚からすると、常軌を逸する行為である。現行の政治資金制度では、一定の額以上の会食費などは領収書を添付して報告しなければならないことになっているが、事務所費については、領収書の添付や使途の明細書の報告は義務づけられていないため、あいまいな仕組みを悪用した裏金づくりではないかとも指摘されている。そのため、この疑惑が持たれている事務所費問題について、徹底的にその真相を解明し、その結果を国民に説明するとともに、事務所費の使途の透明性を高めるために、改正を含めた抜本的な対策を講ずるよう国に強く求めるものであります。

採決の結果、本請願は、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第3号 NHK受信料の義務化に関する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

NHK受信料の支払いを義務化するために、放送法を改定する準備が進められている。これに関連して菅総務大臣は、2008年度から受信料を2割程度引き下げるようNHKに対して要請すると表明をしており、この発言は、値下げを口実にして受信料の支払い義務化を推進するという意図が明白であり、国民世論を懐柔するための提案であります。

もし、支払い義務化が実施されれば、受信料

は税金や年金、保険料と同じように公的な賦課金になり、個別契約によって成り立つ公共放送ではなく、国営放送となり、NHKにとって最も重大な受信料の額まで、実質的に総務大臣が決定権を握ることになってしまい、NHKに対し、中立的で公平な番組制作や報道が期待できなくなる。受信料支払いの不公平感は是正しなければならないが、それはあくまでもNHKの自主的な努力と視聴者の協力を依拠すべきであり、報道機関に国家の介入を許すような制度の導入はすべきではないので、NHK受信料の支払い義務化に反対する意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

討論に入り、委員からは、NHKに対する不公平感はあるわけだが、これはNHK自身が引き起こした問題であり、それに便乗して国営放送に導いていくということであれば、それは全く違う問題だと思う。新たな公的負担増とならないためにも、NHKに対してきちんと対応を求めることこそが必要なことと考えており、本請願は採択すべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第18号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定についてから、日程第5、議案第22号 長井市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の設定についてまでの5件について、討論の通告があ

りませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第18号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第19号 長井市非常勤特別職の職員の報酬の特例に関する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第20号 長井市旅費の特例に関する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第21号 長井市副市長の定数を定める条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第22号 長井市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第24号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号13番、小関勝助議員。

(13番小関勝助議員登壇)

○13番 小関勝助議員 議案第24号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場から討論を行います。

内容市長による平成19年度施政方針による施政運営の基本的な考え方で、新年度を財政危機脱出元年と位置づけ、不転の決意による姿勢が伺われます。現行の長井市自立計画を再構築し、今後4年間で本市の行財政運営の健全化を進めるために、自立経営対策室を設置するものです。

具体的に申し上げます。具体的には、五つの内容であります。一つには、自立経営のための行政改革に関する事。二つには、秘書及び表彰に関する事。三つには、総合的な窓口サービスに関する事。四つには、市民相談に関する事。五つには、広域合併に関する事。この五つの目的を達成するために、議会、市民、職員が同じ認識に立ち、強力で推進する考えと

+

あります。私も賛成であります。

この五つの目的達成については、五つございます。一つには、自立計画と財政健全化、これをリンクして、実効性のある計画の再構築。二つには、集中改革プランの実施計画に基づき、着実に推進を強力に検討を進める。三つには、より心の通った市民サービス向上のために取り組む。四つには、内谷市長の指示によるトップダウンにより、財政健全化への意見を市役所全体が協議をする。五つには、何よりも市民への財政健全化への必要性和その道筋、取り組みについて理解を深め、協力をいただくとしております。

この議案の背景には、早期の本市の財政の健全化を願いたいという市長の強い意思のあらわれと理解するものです。市長は、連日市民の方々に座談会による率直な説明を行っており、市民にも健全財政への取り組みについての理解が広がりを始めております。私は、今こそ議会、市民、職員が一丸となって、当面は本市の自立に向けて、まさに新年度は、財政危機脱出元年と位置づけ、そのために自立計画対策室の設置は、その手段であります。議員諸兄の賛同をぜひお願いし、賛成討論いたします。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第24号の1件について、総務・文教委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第27号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議案第33号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の

一部を改正する条例の制定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第27号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第28号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第28号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第29号 長井市文教の杜運営基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、総務・文教委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第32号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第33号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、請願第1号 改憲手続き法案に反対する意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 請願第1号 改憲手続き法案に反対する意見書提出方請願に賛成の立場で意見を申し上げます。

請願の趣旨でも述べられているとおり、自民党の中川幹事長も、改憲手続法案を5月3日の憲法記念日までには必ず成立させると発言をし、改憲に向けて積極的な姿勢を示しておりますと言っているようですが、日程を考えると、衆議院通過を今月中にと考えていたようですが、先ごろの報道では、4月中旬以降、統一地方選挙の前半戦と参議院選挙補欠選挙の4月22日までは、参議院審議ができないと見られているようです。

要するに、国民の支持の低い国民投票法案の審議を選挙関連の日程を無視して進めれば、当該選挙にとって不利に働くと考えて、採決を強行することを避けたいとの意向が働いての日程

となったように言われており、国民投票の中身とはかかわりなく、政治的駆け引きの日程で審議されようとしていることです。

国民投票法案のメディア制限を与党案と民主党案の比較を見ていきますと、投票日前の制限を7日、または14日前からテレビ・ラジオによる広告放送の禁止、政党による放送、新聞広告は各党派議員数に応じて定めるなどの部分の比較を見ていきますと、若干の違いはありますが、コマーシャルは金の続く限り放送ができるという意味では、金のある人だけの表現の自由が保障される制度となること。

また、政党による放送、新聞広告などについては、料金や放送時間帯で平等に取り扱うことの配慮を求める訓示規定を設ける方針で、公権力の介入の根拠となりかねず、メディア規制が色濃くなったと言われております。

また、国民投票法案の憲法でいう過半数の賛成を必要とするとなっておりますが、有効投票の過半数とし、実質的には有権者の2割程度の賛成で改憲を可能とするものであります。

調査によると、憲法を改定する必要があると考える人は、過半数に達していないとも言われ、憲法改正を前提とした国民投票法案も性急に制定する必要がなく、本請願に賛成するものであります。

賛同をお願いいたします。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

請願第1号について、総務・文教委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○大沼 久議長 起立少数であります。よって、請願第1号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、請願第2号「事務所費」疑惑について徹底的な解明を求める意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

請願第2号について、総務・文教委員長報告は、採択であります。総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、請願第2号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、請願第3号 NHK受信料の義務化に関する意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 請願第3号 NHK受信料の義務化に関する意見書提出方請願について、賛成の意見を申し上げます。

私は、請願の趣旨で言っているとおり、NHKに対して中立的で公平な番組制作や報道を期待し、受信料支払い義務化に反対するものであります。この義務化で最も大きな問題は、税金や年金保険料などと同じように法的賦課金となり、視聴者と個別契約によって成り立つ公共放送の本質が変化し国営放送になると言っているように、国の権力機構がメディアの介入を許すことになり問題であります。

受信料支払い義務化の問題は、まさに問題のすりかえです。支払い拒否で引責辞任をしたはずの海老沢前会長は、NHKの現況を省みず、1月22日に日本相撲協会の横綱審議会長に就任したようです。同委員には、NHKの会長として就任したのだから委員も退くべきなのに、委員長に就任するという不明瞭さです。NHKの理事は、みなし公務員であることを考えれば、天下りというほかありません。NHKのこうい

った腐敗、隠ぺい体質をみずから改善しないで受信料を義務化するなど、いかにも短絡的過ぎます。

受信契約は、受信者の契約義務とNHKの放送法遵守義務がともに課されることで成立します。消費者契約法によれば、事業者は契約締結の相手方に、どういう権利や義務があるのか、義務ばかりでなく権利についても契約書に明記する必要があるにもかかわらず、全くなされておられません。そこにも重大な瑕疵があります。

問題は、そこにとどまらず、義務化の後には値上げが求められ、その後は国営化がってきます。反省し、改善すべきはNHKの体質にあることを申し上げ、請願第3号 NHK受信料の義務化に関する意見書提出方請願に賛成の意見といたします。

ご賛同をお願い申し上げます。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

請願第3号について、総務・文教委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○大沼 久議長 起立少数であります。よって、請願第3号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 おはようございま